

平成31年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

平成31年 第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成31年3月18日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午後 0時05分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 平成31年第2回（2月定例会）会議録の承認について

日程第3 平成31年第3回（3月臨時会）会議録の承認について

日程第4 教育長諸般の報告

日程第5 非公開とする審議事項について

日程第6 [議案第27号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第28号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第29号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第9 [議案第30号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第10 [議案第31号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第11 [議案第32号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第12 [議案第33号] 平成31年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

日程第13 [議案第34号] 上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

日程第14 [議案第35号] 上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

日程第15 [議案第36号] 上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について

日程第16 [議案第37号] 上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の制定について

日程第17 [議案第38号] 学校医等の委嘱について

日程第18 [議案第39号] 上天草市学校教育指導員の委嘱について

日程第19 [議案第40号] 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

日程第20 [議案第41号] 地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第21 [議案第42号] 特別支援学級への児童生徒の就学について

日程第22 [議案第43号] 平成30年度就学援助の認定について

日程第 2 3 [議案第 4 4 号] 平成 3 1 年度就学援助の認定について

日程第 2 2 諸報告

## 2 出席委員

山下勝一 (委員)、瀨崎千賀子 (委員)、杉本修吾 (委員)、高倉利孝 (教育長)

## 3 欠席委員

古川佐奈江 (委員)

## 4 議場に出席した者

中文近 (教育部長)、赤瀬耕作 (学務課長)、木本昌亮 (社会教育課長)、田崎正明 (教育審議員)、  
中田光治 (学務課長補佐)、千原博勝 (学務係長)、渡辺龍也 (学務主幹)

## 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前 10 時 00 分

○教育長 (高倉利孝君) おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成 3 1 年第 4 回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

○教育長 (高倉利孝君) 日程第 1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名に山下委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 第 2 回 (2 月定例会) 会議録の承認について

○教育長 (高倉利孝君) 次に日程第 2。平成 3 1 年第 2 回定例会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐 (中田光治君) 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いします。

○教育長 (高倉利孝君) よろしいですか。それではお諮りいたします。第 2 回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長 (高倉利孝君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第 3 第 3 回 (3 月臨時会) 会議録の承認について

○教育長 (高倉利孝君) 次に日程第 3。平成 3 1 年第 3 回臨時会の会議録の承認についてを議

題といたします。みなさんには事前に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第3回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第4。教育長諸般の報告を行います。資料の1ページになります。たくさんございますが、4点ほど説明をしたいと思ひます。まず、2月23日熊本丸竣工式が富岡港でございました。晴天でしたけれども、風が強く波風も非常にたっておりまして。でも式典は予定通り行われました。熊本丸は495トン全長55メートル、速力最高15ノットで走行する船でございます。安全安心、環境に配慮した実習船ということで、期待をされております。また、災害支援船としての活躍も期待されるところです。生徒たちは寒い中でしたけれども、頭がほとんど動かないという整然とした中での式典でございました。また、船内も見学いたしましたけれども、とても豪華といいますかホテルのようにきれいに整っておりまして、お風呂も4～5人は入れるようなお風呂でした。部屋も4人部屋となっており、ここで子どもたちが活躍していくと思ったところです。次に3月1日、上天草高等学校卒業式。教育委員の皆さんにも出席していただき、大変お世話になりました。福祉科の5人の生徒の歌声がとてもきれいで良かったなと感心したところです。私はその日の午後に上天草看護専門学校の卒業式に参りました。式では、看護師をあきらめようと何度も思う中で、友達がいたから頑張ってきた。先生方の後押しがあったから続けられた、そして家族の温かい励ましがあったから今の自分がいるというような感動的な答辞を述べてくれました。次に3月9日・10日、天草パールラインマラソン大会が行われました。前日祭は、天候もよくて予定通り花火まで実施ができました。ところが3月10日、朝からの雨でございましてスタートも雨の中のスタートとなりました。元気に帰って来いよという掛け声に参加者は「おー！」と掛け声を上げてスタートしたところです。たくさんの方々の支えがあつて何とか終了することが出来ました。3つほどトラブルといいますか、出来事がありましたけれども、この経験を踏まえ来年度に生かしてほしいと願っております。私は仮装の部の審査をいたしました。思い思いの手作りの仮装に大変感心したところです。最後3月11日、湯島に白梅が届きました。湯島小学校に東京の湯島小から梅の木が届いたわけですがけれども、国旗掲揚台の前に植樹がなされました。白梅の成長と共に子どもたちも成長することだろうと期待したところです。以上で教育長の諸般の報告を終わらせていただきます。

#### 日程第5 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第5。非公開とする審議事項について意見を伺います。日程第6。議案第27号、日程第7。議案第28号、日程第8。議案第29号、日程第9。議案第30号、日程第10。議案第31号、日程第11。議案第32号、日程第21。議案第42号、日程第22。議案第43号、日程第23。議案第44号、及び諸報告 第2の不登校児童・生徒の状況について、第3のいじめの状況について、第4の教職員の勤務時間管理については、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第42号、議案第43号、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第6 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第6。議案第27号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第27号から議案第32号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第12 議案第33号 平成31年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12。議案第33号、平成31年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○教育審議員（田崎正明君） 議案第33号。平成31年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について。平成31年度の上天草市教育委員会の教育方針、努力目標及び努力事項を次のとおり定めるものとする。平成31年3月18日提出。上天草市教育長 高倉利孝。平成31年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項については、別紙でお配りしておりますものをご覧ください。来年度の教育方針といたしまして4点。生きる力を育む学校教育の充実および学びを支える教育環境の充実、2点目に生涯学習の推進による地域の活性化、3点目に個性豊かな地域文化の振興、4点目にスポーツ文化の振興による地域の活性化以上4つの柱を方針として進めて参ります。この中で本年度の取り組み、方針を踏襲しつつも4点目のスポーツ文化の振興による地域の活性化については、努力目標にスポーツに親しむ教育機会を提供するという文言を追記しております。以上に基づきまして2ページのA3部分になりますが、具体的な取り組みについて申し上げます。朱書きしている部分が、本年度変更または追記している部分でございます。特に豊かな心と郷土を愛する子どもの育成の部分につきましては、先般の児童虐待の事案から、教育委員会としましては、早期発見・未然防止に努めていくというところで児童虐待問題に関する相談体制の充実を追記しております。それから社会教育課におきましては、小学校部活動の社会体育移行に向けたスポーツ文化の振興において、他団体との連携を図っていくというところで具体的な取り組みを載せているところです。提案理由といたしまして、平成31年度の上天草市教育委員会の各事業を実施するにあたり、その方針を定める必要がある。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第1号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第33号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第34号 上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第13。議案第34号、上天草市教育委員会公告式規則の

一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の9ページをお願いいたします。議案第34号、上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成31年3月18日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、上天草市教育委員会公告式規則（平成16年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。別表姫戸統括支所の項位置の欄中「2502番地3」を「3384番地5」に改める。11ページの上天草市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）の概要をご覧ください。改正の理由については、上天草市教育委員会公告式規則（平成16年教育委員会規則第1号）で、別表に掲示場が示されており、そのうちの姫戸統括支所の位置（住所地番）が、以前の支所の位置となっていることから、本規則を整備する必要があり、姫戸統括支所の地番「2502番地3」を「3384番地5」に改めるもの。平成31年3月18日から施行を予定している。提案理由については、上天草市教育委員会公告式規則中に現状と合致しない箇所があることが判明したため、本規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第34号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第14 議案第35号 上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14。議案第35号、上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の12ページをお願いいたします。議案第35号、上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成31年3月18日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中「会議に付するいとまのない」を「会議を招集する時間的余裕がないと認める」に改める。14ページの上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）についてをご覧ください。改正の理由については、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第4条第1項で、「緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決できる。」とされており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条が以前、「長において議会を招集する暇がないと認めるとき」と規定されていたことから、そのことを参考に本規則は定められたと考えられる。しかしながら、平

成18年の地方自治法の改正で、曖昧で時代遅れの感のある表現を改めて、制度本来の趣旨に即した運用が図られるように要件が明確化され、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明かであると認めるとき」と改正されていることから、本規則を整備する必要がある。なお、平成31年3月18日からの施行を予定。12ページにお戻りください。提案理由については、上天草市教育長に対する事務委任規則中に、修正が必要な箇所があることが判明したため、本規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、同規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君）** 改正の方については、事件について特に緊急を要するため議会を招集するという文言が入っていますが、ここの部分が重要なんじゃないかと思うのですが、ここはこちらの改正のところには「会議を」の前にこの文言を入れるということは、必要ないのでしょうか。以前、委員会の中で、何でもかんでも専決処分に戻してという話を私が入ったところに言われていたことがあったのですよね。この文言というのは、特に緊急を要するために会議をという文言を入れた方が専決処分をする理由としては、妥当なのではないかと思えますけれどもそこはいかがでしょうか。
- 学務課長補佐（中田光治君）** 13ページの新旧対照表をご覧ください。改正前の方が緊急を要し委員会の会議に付するいとまがない時はですが、改正後も緊急を要し委員会のとしています。
- 委員（山下勝一君）** 対照表には、入っていますね。ありがとうございます。
- 教育長（高倉利孝君）** 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第36号 上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第15。議案第36号、上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の15ページをお願いします。議案第36号 上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について。上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。平成31年3月18日提出。上天草教育長 高倉利孝。上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令、上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領（平成16年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。本則中「教育事務所長」を「熊本県教育庁教育総務局学校人事課長」に改める。17ページの上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領の一部を改正する訓令（案）についてをご覧ください。改正の理由については、上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領に現状の取り扱いと整合性がとれていない箇所があることが判明した。そのため、本訓令を整備する必要がある。この訓令は、平成31年

3月18日から施行を予定している。15ページにお戻りください。提案理由については、上天草市立小・中学校職員の時間外勤務取扱要領中に、修正が必要な個所があることが判明したため、本訓令を整備する必要がある。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第36号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第16 議案第37号 上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第16。議案第37号、上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（木本昌亮君） はい、議案書18ページをお願いします。議案第37号、「上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の制定について」、ご説明いたします。上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を次のように制定するものでございます。31ページの要領制定の概要をご覧ください。要領の名称につきましては、上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領で、制定の必要性につきましては、上天草市立図書館が利用者へ提供する雑誌に広告を掲載する者を募ることにより、新たな図書館資料を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする雑誌スポンサー制度を導入するにあたり、具体的な手続の内容や遵守すべき事項等を明確にするため、要領の制定が必要となります。内容につきましては、制度の趣旨、制度の内容、雑誌スポンサーの適用外対象者、広告掲載の規格、掲載しない広告、広告の掲載期間、広告掲載の申込、雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査、審査会、審査会の会議、審査結果の通知等、広告掲載料の支払方法、提供雑誌の休刊又は廃刊、広告掲載の責務、広告内容等の変更、広告掲載の取り消し、雑誌の所有権、雑則を規定するものでございます。施行日につきましては、教育委員会でご承認をいただき、同要領の告示後、平成31年7月1日から施行予定でございます。30ページをお願いします。提案理由といたしまして、上天草市立図書館が利用者へ提供する雑誌に広告を掲載する者を募ることにより、新たな図書館資料を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的に導入する上天草市立図書館雑誌スポンサー制度に関し必要な事項を定めるため、要領を制定する必要があります。なお、要領の制定については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のうえ、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） 第3条の規制業種とありますが、具体的にどのようなものですか。

○社会教育課長（木本昌亮君） 上天草市有料広告掲載基準第3条の各号に記載されています、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種などです。



- 委員（山下勝一君） 第8条の3に、同一の雑誌に複数の募集があった場合、先着順とするとあり、第6条第2項に中止の申し出がない場合は自動的に更新するとありますが、中止届けがない限りは、複数の応募があっても最初の方が継続するということですか。
- 社会教育課長（木本昌亮君） そのように考えております。
- 委員（山下勝一君） 年間の負担していただく費用は。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 雑誌の費用のみを考えております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
- 教育長（高倉利孝君） それではお諮りいたします。議案第37号は、ただ今ご審議いただきましたとおり、承認することにご異議ございませんか。  
[「ありません」との声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり承認することに決定しました。

日程第17 議案第38号 学校医等の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第17。議案第38号、学校医等の委嘱についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の32ページをお願いいたします。議案第38号 学校医等の委嘱について。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとする。平成31年3月18日提出。上天草市教育長 高倉利孝。33ページの平成31年度学校医・歯科医・薬剤師一覧をご覧ください。今回、変更があった学校医については、マーカーが入っていますが、内科医においては、県の派遣や上天草総合病院の医師の移動に係るもの。薬剤師については、何川薬剤師、尾石薬剤師の申し出により、変更があったもの。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとしております。32ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第38号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第18 議案第39号 上天草市学校教育指導員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第18。議案第39号、上天草市学校教育指導員の委嘱についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の34ページをお願いいたします。議案第39号、上天草市学校教育指導員の委嘱について。上天草市学校教育指導員設置要綱（平成23年教育委員会告示第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成31年3月18日提出。委嘱する者については、議案書に記載している2名で、氏名、住所、生年月日は議案書の

とおりです。任期は平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。学校教育指導員は、上天草市の学校教育の充実を図るため、上天草市学校教育指導員設置要綱に基づき、教職員に対し、教育課程、学習指導その他教育に関する専門事項の指導・助言や教育相談等に関する業務を行うもので、指導員は、教員の免状を有する者又は教職経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱している。今回、円滑な学校経営や教職員の指導力の向上を推進するため、「学校教育指導員」を1名から2名に増員した。なお、田口先生は現在、その職に従事されており、実績ともに十分な能力を有しています。また、橋口先生は、本年度、登立小学校を退職され、在職中は市内校長会会長として、市内全小中学校の学校運営に御尽力された方で、この業務を適切に行うにあたり優れた能力を有していると考えている。提案理由については、上天草市学校教育指導員の任期が、平成31年3月31日までとなっており、指導力の向上に向け引き続き学校教育の充実を図るため、学校教育指導員を委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第39号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 議案第40号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第19。議案第40号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の35ページをお願いいたします。議案第40号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成31年3月18日提出。委嘱する者につきましては、議案書に記載している3人で、氏名、住所、生年月日は議案書のとおりです。任期については、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。今回の委員の委嘱については、多様化、複雑化している「いじめの問題や不登校」及び「就学指導に関する問題」に関し、現在配置している「いじめ問題アドバイザー」の活動を拡充し、スクールソーシャルワーカーや療育の専門員を雇用し、学校や保護者への支援体制を整えたいと考えている。辻川先生は、現在、第2はまゆう療育園に在籍し、天草地域の特別支援連絡協議会の巡回相談員として、今までも本市の療育相談支援に御尽力していただいた。今回、はまゆう療育園をご退職されることから、本市の特別支援教育の更なる充実を図るため必要な人材でございます。中村先生、倉田先生につきましては、現在、県のSSWとしてご活躍されており、本市においても、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、就学援助、生活保護など、児童生徒が置かれた様々な環境への問題への働きかけを行っていただいている。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が、平成31年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条

第9号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第40号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第20 議案第41号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第20。議案第41号、地域学校協働活動推進員の委嘱についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（木本昌亮君） はい、議案書36ページをお願いします。議案第41号、「上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成31年3月18日提出、上天草市教育長。委嘱するものにつきましては、1番に記載しております、和田誠治、生年月日、住所については議案書に記載のとおりです。任期につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。提案理由としましては、上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、当該学区の校長から推薦があった地域学校協働活動推進委員の委嘱を行うもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任命及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のうへ、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第41号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第21 議案第42号 特別支援学級への児童生徒の就学について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第21。議案第42号、特別支援学級への児童生徒の就学についてを議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第42号から議案第44号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第24 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第24。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1。4月の行事予定についての説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 議案及び報告資料の40・41ページになります。4月の行事予定について説明いたします。1日の月曜日ですが、市の嘱託職員の辞令交付式が10時から松

島庁舎。2日火曜日が市内の教職員の辞令伝達式が13時30分から松島庁舎。その後、服務宣誓式が14時10分から同会場となります。8日月曜日が市内小中学校の始業式になります。9日火曜日が市内全小中学校の午前は小学校10時挙式、午後14時から中学校の入学式になります。11日木曜日、市内校長会議が9時30分から松島庁舎。18日木曜日、全国学力・学習状況調査になります。小学校6年の児童生徒が受講いたします。19日金曜日が市内の教職員の管理職歓迎会を予定しております。22日月曜日、4月の教育委員会議10時から松島庁舎。27日土曜日、市内のサッカー大会U-11がアロマのサッカー場で28日まで開催の予定になっております。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

### ※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5。後援等名義使用承認の報告について説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 名義後援等の承認について報告いたします。学務課で1件ございます。42ページをご覧ください。「中学卒業記念クルージング&MIICAミニライブ」の開催趣旨についてはご覧のとおりで、開催日は、3月19日火曜日の午前8時半から12時まで、上天草市松島総合センター「アロマ」で開催されるということです。主催は、上天草市商工会青年部です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第6。平成31年度熊本県立高等学校入学者選抜における後期選抜結果について説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 43ページをご覧ください。平成31年度県立高等学校の入学者後期選抜結果について説明いたします。3月13日水曜日に県立高等学校の合格発表がございました。公立高等学校の合格者が決定しておりますので、まず市内にあります上天草高校へ進学した生徒が64名、数で行きますと昨年度が76名ですから減っておりますが、進学率からいきますと31.5%。昨年度が30.2%ということで増えております。天草管内の高等学校へ進学した生徒が105名。昨年度は122名ですので数からすると減っておりますが進学率からしますと本年度が51.7%、昨年度が48.4%ですので、進学率は増えています。子どもたちが昨年度に比べて天草の高校に進学をしていることが分かります。上天草高校に限定しますと進学率が約1%で、その他の天草の高校でも3%の増加となっております。熊本市内の公立高等学校への進学率が12.3%になります。昨年が20.6%ですので△8%ということで、熊本市内志向が少し留まっている状況です。上天草市内で現在、就職を希望している生徒が1名おります。進学先が決まっていない生徒が1名の合計2名おりますけれども、就職を希望している生徒は4月以降に決定の予定であるということです。進学先がまだ決まっていない1名の生徒は上天草高校の2次募集を受けておりますので、そこの出願が終わって20日に結果が分かるという状況です。ということで中学3年生につきましては、ある程度見込みとしまして進路先が決定している状況です。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。
- 社会教育課長（木本昌亮君）** 先ほどご審議いただきました、議案第37号、「上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の制定について」の質疑の答弁で申しました、上天草市有料広告掲載基準に関する資料をお手元に配布しております。併せて、現時点の雑誌スポンサーの候補案の一覧をお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。
- 教育長（高倉利孝君）** 他にございませんか。
- 教育部長（中文近君）** 第1回上天草市議会定例会が明日で閉会しますが、その市議会において教育委員会に関係する部分について概要を御報告します。議案質疑は、宮下議員から当初予算の小学校費に学校図書館が2名となっている。増員を要望していたがなぜ2名なのかというもの。まずは、業務の平準化やICTを活用するなど、業務の効率化を図り、増員を検討したいと答弁しました。増員について今後の計画はあるかとの問いに対して、国の5か年計画期間中に適正な人員を確保したいと答弁しています。一般質問は、10名の議員が質問されました。教育委員会には、嶋元議員、宮下議員、田中万里議員、田中辰夫議員、何川雅彦議員、桑原議員より質問がありました。主なものについて御報告します。嶋元議員からは、いじめや虐待に関するアンケートは本市でも実施されているか。千葉県的事件と同様な場合、保護者の意見を聞く必要があるのか。アンケート調査については、各学校の実情に応じ、年間を通じて定期的に実施されており、その一つとして、熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」がありますと答えました。それからもう一つの件につきましては、対象者が親子関係という観点もあることから、保護者の意見を聞く場合もある。しかし、今回のケースのように、保護者の犯罪性が疑われる場合は、被虐待児童の安全確保が最優先されるべきと考えている。教育委員会が把握した「被虐待児童に関する情報」については、関係法令に基づき「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」として、保護者に対しても公開を拒否できると考える。宮下議員からは、教育環境において職員の配置等の人的環境をどう考えるかという質問がありました。教職員等人的環境の整備については、最も重要であると認識している。学校に配置する職員は、法令に基づき学校数や学級数に応じて配置される県費職員と、それ以外に市費の職員を配置しています。市費の職員については、学習支援員、特別支援教育補助員など本年度は給食調理場を除いて8職種56人を配置し、学校運営に当たっています。平成31年度は、新たに中学校部活動指導員4人を配置する他、学校教育指導員1人、いじめ問題アドバイザー1人、特別支援補助員2名の計8人を増員し、9職種で合計64人を配置する予定としています。学校図書館司書については、現状の人員を確保し、業務の効率化を図ったうえで、増員を検討すると答えております。田中万里議員からは、社会体育移行後の行政サポートはということで質問がっております。小学校運動部活動の社会体育への移行後に市が行う支援としては、スポーツクラブの運営支援及び本市の体育施設等を使用する場合に使用料の全額免除を、平成31年4月から行うこととしている。支援内容についても答弁しました。それから、田中辰夫議員からは、上天草市スポーツ振興基金について水俣市の例を紹介され、同様の取組を提案されました。今後、更なるスポーツを通した子どもたちの健全育成、体力向上を図るための支援策について、地域全体で支えていく仕組みづくりを、他の自治体の取組も参考にしながら検討していきますと答えております。何川雅彦議員からは、色覚チョークの導入についてということで提案がありました。現在3校で導入して1校は学級で導入しております。教育長から今後導入をしていきたいとお答えをされました。最後に桑原議員ですが、児童虐待について、千葉県の事件の後の対応はしたのかという質問がありました。国からの通知により、2月14日現在で2月1日以降登校していない児童生徒を対象に緊急点検を実施し、小学校2名、中学校6名に教職員が面談し虐待の恐れはないとの報告を受けていると答弁をして

おります。以上が本会議の報告になります。文教厚生常任委員会の概要については、赤瀬学務課長から報告させていただきます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 平成31年3月上天草市議会定例会について。文教厚生常任委員会での審議状況について、報告します。「上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、『部活動指導員を新たに設置することについて、その選出基準は』と質疑があり、「公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者を考えている」と答弁しました。また、委員から「いじめ問題アドバイザーは、現在1名の配置であるが、改正後は人数の変更があるのか」と質疑があり、「2名に増員する予定である」と答弁しています。このような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定しました。次に、「平成30年度上天草市一般会計補正予算（第7号）」について報告します。「スクールバス運行业務委託料が大幅な減額となっているが、その理由は」と質疑があり、「入札した結果、残額が生じたためである」と答弁しました。また、「市史編さん事業について、現在の進捗状況は」と質疑があり、「今年度予算を来年度に繰り越し、金石文編を発刊予定である。また、姫戸・龍ヶ岳町編も編さん中であるが、龍ヶ岳町樋島で見つかった、藤田家の古文書などの資料を調査しており、結果がまとまり次第、発刊する予定である」と答弁している。このような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定しました。次に、「平成31年度上天草市一般会計予算」の所管部分について報告します。「学校図書司書の人数について、国の指針など、基準はあるのか」と質疑があり、「国が示す学校図書館図書整備等5カ年計画では、1.5校に1名程度を配置する、と明記してある。今後、この目標に近づけていきたい」と答弁しました。また、「小学校運動部活動に伴う施設使用料について、今まで部活動を実施していた時間帯に活動を行う団体のみを対象とするのか」と質疑があり、「新規及び既存の団体でサテライト型のもの、また、派遣型で今実施している団体のうち、過半数以上が市内の小中学生が会員となっている団体を対象とする」と答弁している。また、「起業家教育を活用した地域の担い手育成事業委託料について、どの学校が対象で、どのような教育を行うのか」と質疑があり、「対象校は市内の中学校である。上天草高校及び地域企業と連携し、地域の課題解決に向けた計画書の作成や架空の会社を立ち上げ、地元企業と連携した特産品の共同開発などを行うものである」と答弁しています。また、委員から「市史編さん刊行委託料について、平成31年度の発刊予定は」と質疑があり、「姫戸・龍ヶ岳町編として、自然、原子・古代、中世、近世、近現代、民俗、金石文の8巻を随時発刊する予定である」と答弁している。また、「奨学金貸付金について、予算が増えているが、その理由は」と質疑があり、「平成31年度からは、助成金交付事業も始まるため、貸与者が増えることが予想されるためである」と答弁している。このような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定しました。報告は、以上でございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑等はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成31年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後 0時05分